

審査の「KAIZEN」

特許庁技術懇話会 常任委員 一宮 誠

巻頭言



この春、特技懇は、4月に68名、5月に100名近くの新会員を迎えました。新会員のみなさまおめでとうございます。ここ数年、知財をとりまく環境が大きく変化し、知財への注目が高まっているときに特許庁に入庁され、知財に関わる仕事に携わることは、大変幸運なことといえるでしょう。

庁外の環境の変化のひとつとして、この4月1日から「知的財産高等裁判所」が東京高裁内に設置されました。これは、2002年から2003年にかけての、知的財産戦略会議の発足、知的財産戦略大綱の決定、知的財産基本法の施行、知的財産戦略本部の設置、知的財産戦略推進計画の策定といった流れの中、紛争処理機能の強化、知的財産権重視という政策を明確にするために創設されたものです。特許庁からも、4月1日に数名の方が裁判所調査官として出向されました。この4月からは、従来の技術的事項の調査に加え、当事者に対して問いを発することもできるということで、調査官の役割も、以前にも増して大きくなっていくことでしょう。

今号の特技懇誌の特集は「今求められる審査とは 審査の質とスピード」です。この両者については、常に議論されてきたことですが、いずれも重要であることは間違いありません。スピードだけを求めて、いいかげんな審査をしていては、研究開発の成果に報いることはできず、意味のない権利となってしまいます。審査官としては、1件1件の案件に対して、真剣に取り組み、技術的・法律的な観点から、まじめでちゃんと審査をするという基本をはずすことなく、その上で業務の効率を上げていくことが求められます。

業務の効率性向上の例としては、自動車会社のトヨタが、現場における無駄を省くことを繰り返して、優れた環境へとブラッシュアップし、効率化を図っていったことは有名な話です。この方式は「改善」方式と言われ、「KAIZEN」というタームで、世界的に用いられるようになりました。工場での車の製造工程と、審査を同列に論じるのは難しい

かもしれませんが、無駄や現状の問題点を発見し、改善していくという点では、参考になることも多いのではないのでしょうか。

審査環境の改善として、これまでサーチ端末のバージョンアップがたびたび繰り返されてきましたが、この3月に「オールインワン端末」のリリースが完了しました。これまで別の端末で行っていた起案と検索が、同一端末で行えるようになって、お互いが連携し、さらに、本願関連情報が簡単に見られるようになるなど情報の集約化が進んで、効率性が格段に向上しました。私自身が入庁したのは10年前になりますが、その当時のサーチは、紙公報めぐりからサーチ端末に移行してはいたものの、スクリーニングの速度も、ストレスがたまるほど遅くなることもよくありましたし、現在のようにヒットワードが複数色のカラーで反転表示できるなど考えられませんでした。

端末ばかりでなく、審査官の周りにいる人たちもずいぶん変わりました。調査員、技術アドバイザー、派遣職員、補助職員と多くの人たちが審査官をサポートしています。また、99年に試行としてスタートした対話型審査も、7年目に入りすっかり定着し、各審査室で毎日のように行われていますし、本号の中でも紹介されている、IPCC以外の特定登録調査機関制度もスタートします。これまで単独で行うことが多かった審査業務も、多くの補助スタッフの人と協力することで、さらなる効率化が図れることでしょう。

2点ほど、審査官周辺の変化について述べさせていただきますが、審査業務は案件の内容は異なっている、本願理解 先行技術サーチ 起案というサイクルは同じで、日々の業務に追われ、現在の状態で満足することも多いでしょう。そんな中でも、無駄や問題点を現場で発見していくことが、業務の効率性向上につながっていくものと思われれます。特技懇でも、そのためのサポートを目指していきますので、会員のみなさまからのご意見、ご提案などお待ちしております。